

保 育 所 ( 園 ) 入 所 申 込 書

(提出先) 大磯町教育委員会 保育所への入所について、次の とおり申し込みます。		保 護 者	住所 〒 _____ 中郡大磯町						
			氏名 _____ 印						
			電話番号 _____						
第1希望	保育所(園)		希望理由						
第2希望	保育所(園)		希望理由						
第3希望	保育所(園)		希望理由						
保育の実施を希望する期間		平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで							
希望保育時間		午前 _____ 時 _____ 分 から 午後 _____ 時 _____ 分 まで (午後6時以降は延長保育)							
区分	氏名	児童との続柄	性別	生年月日	年齢	実施年齢	順位	課税状況	
家 族 構 成	申込児童	ふりがな	本人	男・女	. . .			前年分 所得税額	前年度分 住民税額
	入 所 同 居 者 全 員 の 世 帯		父	男・女	. . .		生活保護		
			母	男・女	. . .		□適用なし		
				男・女	. . .		□適用あり		
				男・女	. . .		. . .		
				男・女	. . .		保護開始		
		男・女	. . .						
該当する理由(番号)に○印をしてください。その他の場合は理由を具体的に記入してください									
保 育 の 実 施 を 必 要 と す る 理 由	父	1 家庭外労働 2 家庭内労働		4 病気		5 病人の看護等			
	母	6 家庭の災害 7 その他〔		3 出産		5 病人の看護等			
申 込 児 童 の 保 育 の 現 況		1 自宅で保育(誰が )		2 職場に連れて行く		3 個人に預ける(誰に )			
申 込 児 童 以 外 ( 未 就 学 ) の 保 育 の 現 況		1 自宅で保育(誰が )		2 職場に連れて行く		3 個人に預ける(誰に )			
職 業 又 は 病 名 等	区分	勤務先(名称)	住 所			電話番号	勤務時間		
	父						平日	土曜	
	母						: から	: から	: から
	祖父						: まで	: まで	: まで
	祖母						: から	: から	: から
同 意 書 入所(予定)児童が保育の実施を受けるにあたり、保育料の算定のため、私及び私の同居 の親族の町県民税課税台帳の閲覧をすることに同意します。									
氏名 _____ 印									
※ 町 記 入 欄	保育の実施の要否		要・否 理由( )						
	保育の実施期間		自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日	保育実施基準		( )・( )			
	入所保育所(園)		送迎方法		父・母・その他( ) 徒歩・自転車・バス・自家用車				
	備 考								

太線の枠内のみ記入してください。文字は楷書ではつきりと記入してください。

## 記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ大磯町子育て支援室に提出してください。  
なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、申込児童毎に申込書を提出してください。

1. 《申込児童》の欄は、「氏名」にふりがなを付すとともに、「性別」の欄は該当するものを○で囲み、「生年月日」を記入してください。
2. 《入所を希望する保育所名》は希望する順位に従い保育所名を記入してください。
3. 《保育の実施を希望する期間》には、小学校就学までの間で、5の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間を記入してください。
4. 《申込児童の世帯》の欄は、申込児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
5. 保育所へ入所できる基準は、申込児童の両親及び65歳未満の同居親族が、下の「保育所へ入所できる基準」のいずれかの状況に有るため、児童の保育をできない場合に限られます。  
《保育の実施を必要とする理由》の欄には（ ）内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の①から⑥までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号をすべて記入してください。
6. 保育所への入所については、
  - 保育所へ入所できる基準に該当しないため、入所が認められない場合
  - 希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
  - 保育所へ入所できる基準の該当事由により、保育の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

### 保育所へ入所できる基準（実施基準）

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情がある場合です。

- ①〔家庭外労働〕 児童の保護者が昼間家庭の外で仕事をするによりその児童の保育ができない場合
- ②〔家庭内労働〕 児童の保護者が昼間家庭で児童と離れて、日常の家庭以外の仕事をするによりその児童の保育ができない場合
- ③〔母親の出産〕 母親が出産の前後で、児童の保育ができない場合
- ④〔保護者の病気〕 児童の保護者が疾病、負傷、もしくは精神、身体等に障害を有している等で、児童の保育ができない場合
- ⑤〔病人の看護等〕 その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害がある人がいるため、母親等がいつもその看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- ⑥〔家庭の災害〕 火災や風水害、地震などの災害をうけ、その家庭を失ったり破損したためその復旧までの間、その児童の保育ができない場合